

### 第3回 特許、実用新案とは何ぞや？

特許は、出願し、発明の内容を公表することへの代償として、その発明に一定期間与えられる独占実施権です。

実用新案は、小発明（考案）を保護します。

特許とは、新規の技術である発明に一定期間与えられる独占実施権です。

特許制度が、発明者に発明内容の公表を条件にその発明を出願～20年間、独占的に実施する権利を与えているのは、発明の内容を一般に公表し、技術改良への促進としていく方が、技術や産業の発展のスピードアップになるからです。

#### 発明の保護

自然法則そのものや、経済学上の法則を用いた課税方法の創作などは発明として認められていません。

特許権を取得するために、特許庁の審査をパスしなければならず、その審査は、主に

- (1) 新規性（新しい）、進歩性（進んでいる）があるか？
- (2) 他人より先に出願しているか？（先願権といいます）
- (3) 内容が十分開示されているか？

という要件を備えているかどうかを判断して行われます。

#### 新規性と進歩性

特許の要件として、新規性と進歩性が挙げられているのは、「既に社会や公衆のものとなっている技術、あるいはそれに近い技術を、特許権の名の下に特定の個人が独占するようなことがあってはならない」からです。

#### 先願権

先に出願しておく、後で他人が同じ発明を出願してきても、特許庁が拒絶してくれますので、突然、他人から製造・販売中止の要請を受けないようにできる防衛的效果が得られます。

### 小発明を保護する実用新案権

実用新案権は、特許権と同じく、新規の技術について独占実施権を得ることができます。

実用新案権の対象は、「考案」と呼ばれ、発明よりも技術程度が低い小発明でも権利が認められます。

また、実用新案権が認められるのは、物品の形状やその構造または物品の組み合わせに限られます。

実用新案権は、審査は形式的審査のみであり、早期登録制度がとられている点に特徴があります。他人に警告を発するときは、審査（技術評価）が行われることとなります。

### 産業財産権の特徴

産業財産権	特許権	実用新案権	意匠権	商標権
ねらい	遠くにいる人に文字・図形を送りたい	取扱いを簡単にしたい	スマートなものがほしい	製造・販売元が分からない
内容	文字・図形を細かな画素に分解し電流の流れに変えて遠方まで伝え、伝えられた電流から文字・図形を再現するFAXの発明	紙に描かれた文字・図形を読取った後、紙の順番が上下逆にならないように紙送りを工夫したFAXの考案	卓上や机の上に置いて手軽に使えるスマートな形のFAXのデザイン	FAXを製造した会社や販売する会社を表すブランド
保護の対象（定義）	発明（物理化学の法則に則った技術的な方法、装置などの高度な新技術）	考案（物の形状や構造、組み合わせなどの新技術）	デザイン（物の形状、模様、色彩やその結合で美感を起こさせるもの）	ブランド（文字や図形、その結合で商品やサービスを識別するもの）
存続期間	出願の日から20年	出願の日から10年	登録の日から20年	登録の日から10年（更新登録可能）

次回（第4回）は

「意匠とは何ぞや？」についてお話しをします。